

令和元年度 第1回 社会教育委員会議 議事録

開催日時	令和元年7月2日(火)午前10時から午前11時45分
開催場所	山陽小野田市役所 大会議室
出席者	山陽小野田市社会教育委員13名 吉本 光良委員、 半矢 幸子委員、 城戸 邦之委員、 矢野 憲文委員 能勢 俊勝委員、 平中 政明委員、 富永恵美子委員、 大本 章男委員 香川 真澄委員、 江中 幸夫委員、 樫崎八由美委員、 野村 誠委員 篠原 裕尚委員 事務局11名 長谷川教育長、尾山教育部長、吉岡教育次長、河上社会教育課長、池田課長補佐、 山本図書館長、若山歴史民俗資料館長 日浦主査、安藤係長、柿並係長 江内社会教育主事
欠席者	高橋 茂 委員
<p>「山陽小野田市執行機関の附属機関」に属するため、「会議の公開に関する要綱」より、議事録をホームページで公表すること、また委員会規則より、14名中13名の委員の出席（過半数）で本会議が成立することを伝える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育長挨拶 ・辞令交付 ・委員・事務局 紹介 ・委員長・副委員長 選出 委員長：吉本光良委員 副委員長：半矢幸子委員、城戸邦之委員 ・委員長・副委員長 挨拶 <p>以下、委員長により議事を進行する。</p>	
委員長	それでは、議事に移ります。議題1「社会教育委員会議について」の説明をお願いします。
課長	<p>社会教育委員会議に関わる説明をさせていただきます。今回新たに社会教育委員になられた方も多くいらっしゃいますので、改めて少し詳しく社会教育委員の定義や役割等、説明いたします。</p> <p>4、5ページをお開きください。教育基本法です。まず第1条の「教育の目的」については「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。」とされています。その中で、社会教育につきましては、5ページの第12条に定めております。第1項では、「個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。」、第2項では「国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。」とされています。第12条に基づき、社会教育の推進に努めていくことになります。</p> <p>社会教育の定義につきましては、6ページをお開きください。社会教育法の抜粋となります。第2条に「この法律において「社会教育」とは、学校教育法又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びスポーツレクリエーションの活動を含む。)をいう。」と定めております。すなわ</p>

	<p>ち、学校教育以外の教育はすべて社会教育となります。所管としては第5条で掲げられておりますが、スポーツ・体育振興等は市長部局で行っています。第5条に教育委員会が行う事務も記しています。特に7ページの第5条第2項、8ページの第9条の7の地域と学校の連携・協働活動の普及が社会教育法でも強く求められております。その他、記載はしていませんが、社会教育に関連する法律には図書館法、博物館法、文化財保護法があります。そしてこれらの事務を進めていく上で御助言をいただく機関が、社会教育委員会議になります。</p> <p>9ページをお開きください。社会教育法第15条では「社会教育委員を市に置くことができる。」とされ、本市におきましては、条例を定め社会教育委員の会議を設置しています。第17条では、社会教育委員の職務を掲げております。同条第1項では「社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。」とされ、同項第1号は「社会教育に関する諸計画を立案すること。」、同項第2号は「提示又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して意見を述べること。」、同項第3号「前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。」等が定められています。また、第18条では「委嘱の基準等を社会教育委員に必要な事項は条例で定める。」とされておりますことから、山陽小野田市社会教育委員条例を定めているところです。</p> <p>2ページをお開きください。こちらが本市の社会教育委員条例となります。例えば第2条において委員の定数が14名であること、第3条では委員の任期が2年であること等を定めております。</p> <p>3ページを御覧ください。ここでは、条例に定めるもののほか必要な事項を規則として定めています。第2条第1項では、先ほど選出をいただきました委員長1名、副委員長2名の規定、第3条では今すでに、委員長が議事の進行をいただいておりますが、会議の議長となること等を定めています。第3条では、会議についてふれ、第3項では会議の議決をとるときには出席委員の過半数をもって決すること等を定めております。</p> <p>10ページを御覧ください。これらの法令例規に基づき、平成30年度も3回当会議を実施しております。1回目は、社会教育事業について御審議いただき、2回目は本市の社会教育の課題の一つである老朽化した施設を研究調査しています。3回目はその研究調査の結果に基づき、今後の対応について御意見をいただき、また31年度の社会教育の指針についても御意見を賜りました。今年度につきましても御審議いただき、本市社会教育の振興のために御意見、御助言を賜りますようお願いいたします。</p>
委員長	<p>議題（1）の「社会教育委員会議について」、会議の目的等の説明がありましたが、御質問、御意見等ありませんか。</p>
委員長	<p>それでは、議題（2）「教育委員会組織について」の説明をお願いします。</p>
課長	<p>令和元年度山陽小野田市教育委員会組織機構について、説明させていただきます。11ページ「資料3」を御覧ください。本市教育委員会組織につきましては、教育総務課、学校教育課、心の支援室、学校給食センター、そして社会教育分野では、先ほど説明をいたしました教育基本法第12条第2項の規定に基づき、図書館は「中央図書館」「厚狭図書館」、博物館は「歴史民俗資料館」、公民館は津布田会館を含みまして各小学校区に12館、その他の社会教育施設として「青年の家」「きらら交流館」を設置し、それらの総括及びそれ以外の社会教育の振興として教育委員会事務局内に社会教育課を設置しています。</p>

	<p>社会教育関連の職員の異動について説明します。先ほど挨拶をさせていただきました長谷川が4月1日に教育長に着任いたしました。教育委員会総務課長の吉岡が昇任して教育次長になっています。社会教育課は、主査兼社会教育係長兼青年の家に日浦、文化財係長兼歴史民俗資料館に安藤、青少年係兼公民館係長兼青年の家に増本、厚陽公民館に川村が着任しました。公民館長の異動は、須恵公民館に柴田、本山公民館に山根が着任しました。図書館、歴史民俗資料館の館長の異動はありません。</p>
委員長	<p>議題（2）「教育委員会組織について」の説明がありましたが、どなたか御質問や御意見がありましたらお願いします。</p>
委員長	<p>続きまして、議題（3）「社会教育関連事業について」説明をお願いします</p>
課長	<p>令和元年度社会教育推進の指針についての説明をさせていただきます。</p> <p>13ページ「資料4」をお開きください。社会教育推進の指針につきましては、平成30年度3回目の社会教育委員会議で御意見・御助言をいただきました。分野別努力事項の青少年健全育成の分野、家庭教育の充実、平和教育の充実等の御意見をもとに修正・追加を行い策定させていただき、この指針に沿って今年度は、社会教育の推進を行っております。</p> <p>内容については14ページをお開きください。こちらでは、重点目標や活動領域を示しております。その前文として、山陽小野田市第2次総合計画の将来都市像「活力と笑顔あふれるまちを創造する市民の育成」を掲げております。本計画は、本市の全ての上位計画にあたるため、この将来都市像の実現に向けて事業を推進します。重点目標につきましては「学びを通じて「ひとづくり」をすすめる」「学びを通じて「地域づくり」をすすめる」としております。この詳細につきましては、15ページを御覧ください。まず、「学びを通じて「ひとづくり」をすすめる」は、昨今、防災・高齢者・少子化・環境問題等、多くの地域の課題を抱えている現代社会において、全てが「公」で担えなくなっている現状の中、地域課題に気づく教育の実践を図るために、公民館活動等を通して学びの場に参加したくなる環境づくりに努めることとしております。次に「学びを通じて「地域づくり」をすすめる」については、教育基本法第3条の生涯学習の理念に基づいております。</p> <p>4ページをお開きください。教育基本法第3条では、生涯学習の理念を掲げております。かつての生涯学習の理念では、第3条の前半部分「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができる」というところが、昔は「いつでも、どこでも」と言われて生涯学習の推進を行ってまいりました。しかし、現在では、それに加えて同条の後半部分「その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」とされています。</p> <p>15ページにお戻りください。このような中、地域の課題はたくさんございます。まずは学習していただき、その学習の成果を防災問題・少子高齢化問題等の地域課題の解決に生かしていただくことが重要として掲げております。また、昨今強く言われております社会総がかりで子どもたちの学びや育ちを見守り支援する「コミュニティ・スクール」の推進にも学習の成果を生かしてしていただき、学びを通じて地域づくりを進めていくことを目的に掲げております。これらの活動を本市では「地域力・学校力・家庭力向上プロジェクト！」と題して推進をしており、16ページでは実践例を記しております。</p> <p>17ページをお開きください。ここからは分野別努力事項としまして、9つに分けてそ</p>

それぞれの方向性を定めております。まず、1の公民館の(1)につきましては、先ほど説明をさせていただきました「地域力・学校力・家庭力向上プロジェクト！」推進の拠点施設として、位置付けております。今年度、新たに追加している項目としましては、様々な地域課題解決に対応していくため、公民館の職員の資質向上に努めることとしております。現在すでに県での研修等に公民館館長に積極的に参加させることで資質向上に努めているところです。(2)では、公民館の学習は、地域の方が学びたいという学習を選びがちですが、先ほどの重点目標でありましたように、多くの地域課題がございます。その解決にむけた取組が必要であることから、「必要課題」の充実を図ることとしております。昨年度までは、「必要課題」特に高齢者に向けた講座が一部の公民館でしかありませんでしたが、今年度から全ての公民館で高齢者向けの必要課題の教養講座を展開しております。(3)では、地域づくりの拠点として機能させる公民館運営に努めるとし、地域住民が集いつながる拠点としての公民館運営を行うように努めていきます。

次の2の図書館につきましては、魅力ある読書空間づくりのために、様々な事業を展開し、利用者満足度のアップに努めます。昨年度9月に第3次山陽小野田市子ども読書活動推進計画を策定しました。この計画に沿って子どもたちが読書によって自ら考え、生涯にわたって心豊かな生活を送ることができるよう読書環境の整備と読書機運の更なる醸成を図れるよう努めてまいります。

18ページをお開きください。3の歴史民俗資料館では、市民の郷土愛の醸成を図るため、郷土史や文化財の展示を行うとともに公民館や学校に出向き、講演活動等を行います。また、今年度においては、7月23日～9月22日に本市名誉市民である笠井順八翁の没後100年メイン企画展として「笠井順八のまちづくり」を実施することとしております。委員の皆様にも是非、期間中に御来館ください。

4の青年の家につきましては、昨年度と今年度にかけて地域の皆様と連携して除草作業等を行い、利用しやすい環境づくりに努めてまいりました。しかし、施設の老朽化はいなめず、今年度において今後の活用方針の策定をしていきたいと考えています。

5のきらら交流館につきましては、今年度から来年度にかけて、指定管理者制度を継続することとなっております。その間に現在の社会教育課の所管施設であることも含め、施設の今後のあり方について庁内で協議を深めていきます。

6の文化財につきましては、文化財保護法の改正によりまして、保存することに加えて活用という視点が強められました。今後、社会教育課において保存はもちろんのこと、活用についての方向性を検討していくとともに市長部局のシティセールス課との連携を図る中で、後世に郷土の歴史を伝えていく活動の推進を図ります。また、今年度におきましては、新たなふるさと文化遺産として旧山陽道の指定を考えておりまして、現在調査研究を行っており、文化財審議会との連携でこの指定について頑張りたいと思います。

19ページを御覧ください。7の項目につきましては、人権教育に加えて新たに平和教育を加えております。これは、戦争体験者が年々減少していく中で、平和の大切さを伝承していく事が喫緊の課題であるとの認識の中で新たに追加をしております。平和教育につきましては、従来から市内中学校2校ずつ「平和のつどい」を広島から原爆被爆者の方をお呼びして講演いただいています。今年度はすでに行いましたが、中学生だけでなく地域の方々もこの場に積極的に参加していただきたいと、公民館と連携をする中で中学生とともに原爆被爆者の会の方のお話を聞いていただくこととしました。人権教育につきまして

	<p>は、人権3法「障害者差別解消法」「部落差別解消推進法」「ヘイトスピーチ解消法」が施行され、人権尊重の機運がますます高まる中、人権教育の充実を図り、人権意識の高揚を図ってまいります。LGBTにつきましても、積極的な教育の推進が高まっているところで、様々な人権教育の充実を図り、市民の人権意識の高揚を図ってまいりたいと考えています。</p> <p>8の青少年健全育成につきましては、昨今青少年を取り巻く環境が大きく変わり、SNSの問題が生じています。青少年育成センターを中心にこれらの問題から青少年を守る対応に努めてまいります。</p> <p>9の項目は、家庭教育を今年度から新たに加えております。地域のつながりが希薄化する中で、保護者が孤立し、子育てに悩みや不安をもつ保護者が増加している傾向にあります。その保護者の不安は、子どもに対しても大きな影響を与えます。これらの課題解決に向けて、家庭教育も社会教育の大きな指針の一つとして取り上げ、家庭教育支援チームとの連携を図りながら、保護者の悩みや不安を聞く場、解消の場づくりに努めてまいります。</p>
委員長	<p>ではこのまま「資料5」の説明をお願いします。</p>
課長	<p>令和元年度社会教育予算関係について説明をさせていただきます。</p> <p>20、21ページをお開きください。20ページにつきましては差し替えのページを御覧ください。20ページは社会教育関係の全体の予算、21ページはその内の主要事業の予算となります。20ページの社会教育関係の全体の予算を中心に説明をさせていただきます。昨年度の資料では、経常的経費と臨時的経費を合算した表示となっていたため、わかりにくいという御意見をいただきましたので、2項目に分けて表示しております。</p> <p>まず社会教育総務費の経常的経費は、37万7,000円減額となっています。この減額の主な理由は、平成30年度は社会教育主事資格取得に伴う旅費が計上されておりましたが、資格取得につきましては、2年に1回1名ずつという計画としており、今年度は行きませんので計上しておりません。来年度は、社会教育委員会議で社会教育主事の資格を取るようにとの御意見をいただいておりますので、来年度予算を確保していきたいと考えています。</p> <p>臨時的経費は、市指定文化財の且の登り窯の用地の草刈りを職員で行ってりましたが、広範囲で職員では困難であることから、今年度から草刈り業務委託料として新たに20万5,000円を計上しています。続いて公民館費の経常的経費は、78万1,000円増額となっています。この主な増額の理由は、10月からの消費税増税に伴う影響です。臨時的経費は、古くなった公民館のコピー機と印刷機を更新するための予算を141万9,000円計上しています。続いて、図書館費の経常的経費は、33万1,000円増額となっています。主な増額の理由は、公民館と同じく消費税増税に伴う増額です。臨時的経費は、図書館システム更新事業と中央図書館屋根の修繕事業等により976万1,000円を計上しています。続いて、歴史民俗資料館の経常経費は、ほぼ昨年度と同額で2万3,000円増額となっています。臨時的経費は、先ほど説明をさせていただきました笠井順八没後100年記念企画展によります経費等により51万円を計上しています。続いて、きらら交流館の経常経費は、330万2,000円増額となっています。増額の主な理由は、指定管理者管理委託料の増額で人件費に伴う最低賃金がアップしたことにより、増額しております。臨時的経費は、トロン温泉循環システムの活性石交換、オゾン発生装置オーバーホールにより274万1,000円増額しています。続いて、青年の家の経常経費は、ほぼ昨</p>

	年度と同額で2万3,000円の減額となっています。臨時的経費は、古くなった青年の家のトラックを新たにリースするため、29万3,000円計上しています。続いて、青少年健全育成費の経常経費は、昨年度とほぼ同額で8,000円の減額となっています。最後に、埴生地区複合施設整備事業費は、今年度分の建築工事、外構工事、備品購入費により4億1,454万円計上しています。
委員長	ではここでいったん打ち切って御意見、御質問等ありましたらお願いします。
委員	公民館について質問させていただきます。公民館は地域の拠点という任務があります。先週の厚狭公民館の運営協議会で、消耗品費が平成30年度予算27万円、決算が22万2,000円、令和元年の予算は20万4,000円で6万6,000円減額されている。決算が22万2,000円でなお減額するのはどうかと思います。消耗品費は職員が儉約に儉約を重ねて出されたものです。どうしてこんなに減額されたのか、質問します。
課長	公民館費は財政難で、光熱水費が増額する中で消耗品費等にしわ寄せがきた状況です。現状として必要なものであるならば、このあたりは各公民館に状況を確認する中で、予算が足りないようであれば中央の方から、又は最悪補正等に対応することになるかと思えます。当面はこの今の予算で頑張ってもらいたいというところです。
委員	予算が足りなくなったら、補正等に対応するとのことですが、去年の実績を更に下回るような予算はどうかと思います。公民館も大変です。一生懸命節約しておられますし、その辺もふまえて援助してください。
委員長	よろしく対処をお願いします。他にありませんか。
委員	分野別努力事項のことですが、7の人権教育のところでLGBTについての取組をあげられておりますが、具体的に説明してください。私も友達にいますし、このような人たちが、安心して生活できるような社会であればと思います。
課長	社会教育の分野では市民の皆さんに教育を行うというのが重要なことで、人権教育の推進につきましては公民館、各自治会等で行っているところです。障害者、LGBT、同和教育、様々な課題がありますが、LGBTについても皆さんに周知をしていきたいと考えています。その一つの施策として、昨年度末にLGBTを含む啓発DVDを購入しています。これらの教材を使いながら、啓発して行きます。
委員長	他にありますか。
委員	18ページの青年の家ですが、平成29年の3月の「公共施設等総合管理計画」では、老朽化した研修棟・天文館・休憩所は解体、体育施設については体育館・グラウンド・テニスコートはスポーツ施設として維持して使用することになってはいますが、その後どのような進捗でしょうか。噂では31年に解体という話も聞きます。
課長	まだ、解体については、はっきりした期限を定めておりません。昨年度、民間のさまざまな企業・金融機関が主催するサウンディング調査というのがありますが、その機関にこの青年の家の活用について、民間企業であればどのようにしていくか、客観的な意見をいただきました。今後集約をする中で青年の家の方向性を定めていきたいと思えます。
委員	体育施設はどうですか。テニスコートはその後整備をされたのですか。
課長	今は整備しています。
委員	スポーツができる環境のもとにありますか。
課長	埴生中学校のテニス部が学校の工事の関係で青年の家のテニスコートを使っていたいて、その生徒さんがまたきれいにしてきています。ただ試合とか専門的なことになると、

	そこまでの整備はできていません。練習ができるような環境です。将来的には体育館とグラウンド、テニスコートについては維持をしていくことになっていきますので、きちんとできるような体制は検討していきます。
委員	埴生中の建設工事が終わったら整備をお願いします。照明施設もついているのだから、十分活用していけばいいと思います。
課長	テニスコートだけでなく、全体の構想を考える中で整備をしていきます。中学生が学校で練習できるようになったからといって、そのタイミングで整備できるかどうかは分かりません。
委員長	埴生中の生徒が青年の家のグラウンドの整備もしていました。社会教育だけでなく学校教育の予算も少し回してでもきれいにしていいただければと思います。今中学生が使っている臨時のグラウンドですから。
委員長	では「資料7」から説明をお願いします。
課員	22ページ「資料7」を御覧ください。平成30年度の実績は、スポーツ少年団、ガールスカウト、連合女性会及び校区女性会、婦人会と青年団体連絡協議会に総額128万5,800円の補助金の交付をいたしました。令和元年度の予算につきましては、平成30年度の予算と同額で、スポーツ少年団が19万円、ボーイスカウト・ガールスカウトが各8万円、市の連合女性会及び校区の女性会、婦人会に合わせて113万3千円、青年団体連絡協議会に6万4千円、合計154万7千円を計上しております。
委員長	引き続き「資料8」の社会教育施設利用状況についてお願いします。
課員	<p>それでは、「資料8」社会教育施設の利用状況について、簡単に説明をさせていただきます。御覧のとおり、概ね全体的に横ばい状況にあります。大きなところで、小野田公民館が平成30年度から市民館耐震工事を行っている関係で休館しております。そのこともあり、小野田の公民館クラブや主催講座また一般の有料団体等が須恵や赤崎、有帆、本山、高千帆公民館及び中央図書館等を利用し活動していることから、それぞれの社会教育施設の利用が伸びているところです。特に須恵公民館が増加となっています。また、地域行事や共済事業等も小野田小学校や市民体育館で行っており、社会教育施設以外での活動も増えている状況です。小野田公民館以外の利用では、厚狭公民館の主催事業や貸館が増えたことによる利用者の増加などがあげられます。</p> <p>各館によって地域の実情にあった取組を行い利用者増へつなげているところですが、31年度については全館で、通年で行う教養講座の開催、また徐々にではありますが、家庭教育についての講座の開催等を行い、趣味教養だけでなく地域課題を意識した講座を開催し利用者増へつなげていきたいと考えています。</p> <p>「資料9」は図書館、歴史民俗資料館より説明します。</p>
図書館	中央図書館と厚狭図書館の実績を説明します。資料等の購入状況は、毎年7千点から8千点の購入冊数です。利用状況についてですが、この数字だけでは分かりませんが、この5カ年間の状況を見ると増加傾向にあると言えます。平成28年厚狭図書館がリニューアルオープンをした年で、それに比べると少し下がっていますが、それ以前に比べると増加しています。蔵書数及び所蔵点数につきましては、表の通りです。ただ数字だけではどういう活動状況かは見えてきませんが、中央図書館、厚狭図書館においては他の図書館では見られないような色々な行事を開催しています。最近のトピックスとしては、厚狭図書館

	が子ども読書活動優秀実践図書館として今年度文部科学大臣表彰をいただいたところで す。中央図書館におきましては、この5月に建物ができてから300万人目の来館者を迎 えることができました。
歴史民俗 資料館	歴史民俗資料館の実績を説明します。1の収蔵業務ですが、現在資料の収蔵数が1万7 83点、内訳は(1)～(9)になります。平成29年に比べて82点ほど収蔵が増えました。 こちらは主に写真になります。また、小野田セメントに関連する資料も新しく収蔵しまし たので、今年のメイン企画で展示をする予定です。2の開館業務の入館者数は、合計が4, 729人になっています。こちらは平成29年度と比べて、84名の増となります。小学 生が約200人あまり減っていますが、1月～2月に社会科見学に「昔の暮らしと道具」 の見学に来るのですが、昨年度、企画展、特別展を開催した関係で減っております。3の 展示・講演会は開催内容が(1)～(5)となっています。(3)の明治150年特別展「幕末維新 という時代～厚狭毛利家家臣二歩家の記録～」に1,413人の入館者数がありました。 こちらは明治150年ということで厚狭毛利家家臣二歩家に残された古文書を用いて家臣 から見た山陽小野田市の幕末維新の歴史を紹介しました。
委員長	「資料9」までの説明がありました。ここで、御意見や御質問を伺います。立ち戻っ ての御意見等でも結構です。ありましたらお願いします。
委員	「資料7」のボーイスカウトで29年度、30年度の実績が0円なのに予算が組んであ ります。青少年の育成団体でとてもいい団体ですが、現存するのですか。
課員	山陽、小野田それぞれ活動しているという報告は受けていますが、ガールスカウトほど 活発な活動ではなく、補助金をもらうほどではないから申請していないと聞いています。 小野田、山陽それぞれ1団体ずつ活動されているようです。
委員	せっかく補助金があるのに、もう少し有効的に。PRとかできないのでしょうか。
課員	毎年このような制度があると関係者へは伝えていきます。ただこれは申請をしていただ くものですので、申請がなければこのままとなります。
委員	助成金なしで活動ができているということはすばらしいことです。消えないでやってほ しいと思います。
課員	声かけは続けていきます。
委員	「資料7」に関連しての質問です。今、スポーツ関係は市長部局、スポーツ少年団もそ ちらの傘下に入っている。補助金は社会教育の予算となっている。社会教育面としてはど ういう関わり方をしているのでしょうか。
課長	活動の支援は社会教育課は行っておらず、スポーツ振興課がやっています。補助金の交 付のみとなっています。
委員	予算支援だけでは、教育から外してもいいのではないですか。スポーツ少年団も市長部 局に入れた方がすっきりする。スポ少は子どもに関わることで、教育面もあるから社会教育 の方に入っているのかなど。予算をつけるのなら、それなりの仕組みがあつてしかるべき では。
委員長	実際には、実績の144,800円は何ですか。遠征のバス代ですか。
課長	県大会の移動です。このあたりは財源のことでもありますので、今後検討していきます。
委員長	できれば一本化した方がいいと思います。他に御意見等ございますか。

委員	ところで、この委員会で述べたことはどこに反映されるのでしょうか。指針に反映されるのでしょうか。
課長	意見は予算に伴うことですので、すぐさま指針に反映するものとは限りません。社会教育委員の会議でいただいた御意見は実施計画というもので市長部局に投げかけていたりしています。
委員長	言い続けることがこの委員会かと思っています。よろしくお願ひいたします。
課長	昨年度、見ていただいた厚陽公民館や出合公民館の耐震工事や耐震診断をさせてほしいと計画はあげさせてもらっています。全体を見渡す中で調整を図りたいとの回答でしたが、委員長のおっしゃったように、私たちも粘り強く交渉したいと思っています。
委員長	続きまして、議題（３）エの「山陽小野田市の文化財について」説明をお願いします。青年の家に市の文化財が保管されています。あまり状況がよろしくありません。歴史民俗資料館に行くと資料の展示スペースが狭い、資料の保管場所が狭いこと、新たに文化財の保管庫を早急に建設してはいかがですかと意見は出しているが、具体的にはなっていない。ここで山陽小野田市内にある指定文化財の報告が増えています。事務局の説明をお願いします。
課員	続きまして、令和元年５月１日現在の指定文化財の状況についてです。２５ページ「資料１０」を御覧ください。国・県・市の指定文化財の順番で御紹介いたします。 まず国指定文化財です。２件で「周防灘干拓遺跡高泊開作浜五挺唐樋」と「旧小野田セメント製造株式会社竪窯」です。国登録有形文化財は１件で「小野田セメント山手倶楽部」です。県指定文化財です。１６件で「松嶽山正法寺の銅鐘」や「岩崎寺の木造千手観音菩薩立像」などがあります。２８ページの「竜王山のハマセンダン」は平成３０年３月２日に県指定文化財に登録されました。最後に市指定文化財です。２４件で「長光寺山経塚」や「仁保の上古墳」などがあります。
委員長	議題（３）エの「山陽小野田市の文化財について」の説明が終わりました。皆様方に観光協会のパンフレットをもらってまいりました。それで位置関係が分かると思います。市の観光協会は２階にあり、「まち再発見」冊子は５００円で売っています。良かったら帰りに買ってください。 御質問、御意見等がありましたらお願いします。
委員	こちらの土地に来てびっくりしたことが２つあって、一つ目は飯尾宗祇（いいおそうぎ）といって松尾芭蕉よりも約２００年以上前の俳人で、松尾芭蕉が尊敬をしている俳人です。その人が厚狭の土地を通過して詠んでいる。全国的にも有名であるが、地元の人には知らない人が多い。もう少し検証されてもいいのでは。旧山陽道を通っているし、筑紫道記に掲載されてもいます。二つ目は、高泊神社を含めて神功皇后の遺跡がある。神話に近いところですが。厚狭の中でも地名として残っているところもあるので、今のうちにまとめておいた方が良くと思います。
委員長	岡山県井原市美星町で伝説を日本昔話風にアニメ化し、各図書館や市内の学校、幼稚園、保育園等に無料で配付したそうです。地域の子どもたちのために、伝説でもアニメ化にすると視覚的にも効果があります。参考にしてみてもどうですか。また、文化財では教育委員会が小学校に配付している本があります。機会があれば読んでみていただければと思います。

委員	文化財を守っていくのはとても大切なことと思います。守って行くには予算が必要です。それは税金ですので、市民の皆さんにしっかり知っていただくことが大切です。知っていただくために行政側としてどういう対策をされているのか。一つの案として出されたDVD、これを今後作っていくのも考えられることです。そのほかにも考えがあれば聞かせてください。もう一つは、浜五挺唐樋が朽ちている所があるが、今後どのようにしていくのか、聞かせてください。
課長	文化財の周知については重要なことであり、シビックプライドの醸成がいわれている中でも大切です。具体的な取組としては、公民館の歴史講座の開催、学校での郷土学習、ふるさと文化遺産のファイルを作成して学校に配付するなどしています。まだまだ足りませんので、色んな手段や手法を用いて、文化財や郷土史について周知を図っていきます。 浜五挺唐樋は国の指定文化財ですので、修繕費用については国の補助が使える可能性もあります。しかし、補助金が下りるのは2～3年後となります。ロクロ1本だけ落ちそうになっていますので、これだけは市単独でも修理を進めていく予定です。
委員長	文化財は保存していくのに予算がいりますが、予算が出ない。みんなで寄付を集めるなどの体制をつくる。みんなで盛り上げることを考えないと、全部行政ではできない。みんなで盛り上げることも地域の活性化にもなる。それが出来なかつたら消滅してしまうかもしれません。
委員	今、山陽小野田歳時記が作れないかと1年がかりの構想ですすすめています。山陽小野田市に残っている史跡などを詠みこんだ俳句を山陽小野田市に特化して1冊にまとめることで話し合いをしています。小中学校にも秋に募集しようと。そういう試みがあることをお知らせします。
委員長	議題は以上です。
事務局からの連絡	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県社会教育委員連絡協議会総会及び研修会（県庁）7月5日（金） ・ 県社会教育委員連絡協議会地区別研修会（西部地区）（長門市） ・ 中国・四国地区社会教育研究大会（岡山市）11月7日（木）～8日（金） ・ 今後の会議について 第2回会議は市内にある文化財視察を行い、文化財の現状や課題について検討する。 	
閉会挨拶 社会教育課課長	